

# 松山農業振興地域整備計画変更等理由書

## 1 農業振興地域整備計画の変更理由

該当欄	変更理由
	・農業振興地域整備基本方針が変更されたため
	・農業振興地域の区域が変更されたため
	・農振法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果のため
○	・経済事情の変動その他情勢の推移のため

左記情勢の推移の内容
非農地判断による除外 既存道路拡張のための除外

## 2 農用地利用計画の変更理由等

### ○農用地区域への編入

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積 (㎡)	編入後の用途区分	理由	編入の具体的理由
計						

注:理由欄は以下の番号を記載。

- ①20ha以上の集团的農用地であるため
- ②土地改良事業等を実施することになったため
- ③土地改良施設を設置することになったため
- ④農業用施設を設置するため
- ⑤地域の特性に即した農業の振興を図るため

### ○農用地区域からの除外

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積 (㎡)	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由(法第13条第2項の各要件を満たすと判断する理由)	除外後の用途
1	久谷町甲2071番	山林	720	農地	①	非農地と判断されたため	山林
2	久谷町甲2072番	山林	889	農地	①	非農地と判断されたため	山林
3	久谷町甲2074番	山林	95	農地	①	非農地と判断されたため	山林
4	窪野町甲1997番1	公衆用道路	1,129	農地	③	1号要件 当該土地以外に代替する土地はない 2号要件 地域計画の目標地図に位置図けられていない地番の為、支障ない 3号要件 周辺農地に及ぼす農業上の支障はないと判断される 4号計画 当該土地に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に係る土地はないため、支障はないと判断される 5号計画 周辺の付帯施設の機能低下が発生するものでもなく、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと判断される 6号計画 土地基盤整備事業の実施はない	進入路
5	窪野町甲2002番1	雑種地	1,664	農地	③	1号要件 当該土地以外に代替する土地はない 2号要件 地域計画の目標地図に位置図けられていない地番の為、支障ない 3号要件 周辺農地に及ぼす農業上の支障はないと判断される 4号計画 当該土地に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に係る土地はないため、支障はないと判断される 5号計画 周辺の付帯施設の機能低下が発生するものでもなく、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと判断される 6号計画 土地基盤整備事業の実施はない	回転場・待受場 法面保護・浸水保護
計			4,497.00				

注:除外の理由欄は以下の番号を記入

- ①除外する土地が農用地区域の設定基準(農振法第10条第3項各号)に該当しない土地となったため
- ②農用地区域に含まれない土地(農振法第10条第4項、令第8条各号、規則第4条の5各号)となったため
- ③農用地等以外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する(農振法第13条第1項及び第2項)こととなったため

### ○用途区分変更

番号	土地の所在・地番	面積 (㎡)	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更後の理由
計					

注:変更後の用途区分が農業用施設の場合はその施設の種類についても記載